

第3部 審査請求及び再審査請求に
伴う署長等の事務

I 署長等の事務

1 署長等の事務の種類

審査請求及び再審査請求に伴う署長の事務として、

①審査請求、再審査請求における経由機関としての事務

②原処分庁としての意見書の作成事務

③審査請求及び再審査請求における口頭意見陳述に対する原処分庁としての対応がある。

また、二次健康診断等給付に係る審査請求及び再審査請求に伴う局長の事務として、原処分庁としての意見書の作成事務がある。

その他、審査官又は審査会で原処分が取り消された場合に伴う事務があるが、これは新たな処分となるものである。

2 審査請求に対する署長等の基本姿勢

審査請求をする権利は署長等の処分に関する不服を申し立てるものとして労災保険給付の請求人に認められたものであるから、署長等がその行使を制約することがあってはならない。

ただし、請求人の不服は、労災保険制度の趣旨、目的、手続、内容等をよく説明することで解消されることも少なくないことから、まず事情をよく聴取した上で労災保険制度についての説明を十分に行うこと。

併せて、労災保険給付に関する決定は、行手法で規定する申請に対する処分であり、同法に照らし、処分通知書に処分理由をできるだけ具体的に分かり易く記載するとともに、請求人から照会があった場合には、請求人が処分の根拠を了知し得るよう、懇切・丁寧に説明すること。

また、不服申立てを行おうとする者に対しては、審査請求制度及び労災保険制度について適切に説明を行うとともに、審査請求書の補正が必要とならないように記載方法等について丁寧に説明を行うこと。

3 経由機関たる署長の事務

(1) 審査請求又は再審査請求は、審査官や審査会に対してのみでなく、審査請求人若しくは再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分をした署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項、第23条第1項）。したがって、口頭による審査請求が署長に対して行われた場合に対応するため、これを受ける職員（署の

労災主務課長が望ましい)をあらかじめ事務分掌等で指名しておくこと(労審令第5条第2項)。

(2) 署長は、審査請求書の提出を受けたとき又は口頭による審査請求を受けて、「審査請求聴取書」(審査様式第1号)を作成したときは、審査請求を受け付けた期日を明らかにした上で、速やかにこれを審査官あて送付すること。

(3) 署長は、再審査請求書の提出を受けたときは、上記(2)と同様に、審査会あて速やかに送付すること。

なお、口頭による再審査請求は認められていないので、留意すること(労審法第39条)。

(4) 審査請求書、再審査請求書の交付及び受付に当たっては、「審査請求書の記載について」及び「労働保険審査請求書の記載例」等を参照の上、請求書の記載について懇切・丁寧に説明すること。

この場合、請求人が原処分を不服とする理由を十分に聴取した上で、処分理由について請求人に説明すること。また、提出を受けた審査請求書等の記載に不備がある場合にあっては、可能な限りの訂正を依頼し、審査官等の補正命令の対象とならないように努めること。

なお、審査請求書の9の欄(審査請求の趣旨)及び再審査請求書の11(又は10)の欄(再審査請求の趣旨)に記載する年月日については、支給・不支給決定通知書の通知年月日を記載させること。

(5) 審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がない場合には、請求人は審査官の決定を経ずに、再審査請求及び行政訴訟の提起を行うことができる(労災法第38条第2項、行訴法8条2項)。

署長に対し、審査請求人から再審査請求(第2部の「X I 決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理」P.167参照)を行いたい旨の意思表示があった場合には、規則様式第3号の再審査請求書への記載を指導し、この請求書が提出された場合には速やかに審査官に電話で再審査請求があった旨を連絡した後、遅滞なく再審査請求書を審査会へ送付すること。

4 審査官及び審査会への意見・資料提出

審査官及び審査会からの求めに応じて、原処分庁としての意見及び資料の提出を行うが、その場合の事務処理については次のとおりである。

(1) 署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料(処分を行う判断の根拠となった資料)

を添えて提出すること（「Ⅱ 意見書の作成要領」P.180 参照）。

- (2) 提出する資料については、いつ、誰が、誰に提出（収集）したものを明確にすること（「Ⅱ 意見書の作成要領 4 証拠資料に関する留意点」P.183 参照）。

5 審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応

審査官は、請求人又は利害関係者から申立てがあったときは、原処分庁を招集し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の3）。原処分庁は、審査官から、口頭意見陳述に招集されたときは、これに出席するが、その対応については次のとおりである。

(1) 出席者

口頭意見陳述においては、その申立人が質問を発した場合、原処分庁は質問に回答することが求められる。したがって、申立人からの質問等に適切に対応できると認められる者を出席させること。なお、出席者については、局労災補償課と調整すること。

(2) 質問に対する対応

原処分庁に対する質問が、申立人からあらかじめ審査官に提出された場合には、審査官はこれを原処分庁に送付するので、原処分庁は、事前に事件内容等を確認の上、回答を検討し、丁寧な回答に努めること。

また、申立人があらかじめ質問事項を提出していない場合であっても、審査官が質問を許可した場合は、原処分庁は、可能な範囲において丁寧な回答に努めること。

(3) その他留意すべき事項

申立人からの質問に対しては、原処分において調査で確認した事実、原処分を行った際の判断理由の範囲内で回答を行うこととし、出席者個人の推測や見解を述べることは厳に慎むこと。

口頭意見陳述は、申立人が審査官に対して審査請求に係る事件についての意見を述べる場であって、出席者が事件について議論を行う場ではないので、原処分庁は、審査官が行う審理の指揮に従って審査官の指示があったときのみ発言すること。

6 再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応

労働保険審査会は、審理期日に当該再審査請求事件に係るすべての当事者を招集することとされており、当事者及び代理人は審理期日に出頭して意見を述べることができる（労審法第45条第1項、第3項）。

また、この意見陳述に際し、原処分庁を除く当事者及びその代理人は、原処分庁に対して質問を発することができる（労審法第45条第5項）。

原処分庁は、これらの対応について審査官等から指示があった場合は協力すること。

別紙

一 この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

二 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から三か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

三 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があった日から一年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から三か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

Ⅱ 意見書の作成要領

1 概要

- (1) 審査官の審理に当たっては、処分をした行政庁の説明を求めなければならないとされ（労審令第 11 条）、審査会の審理に当たっては、行政庁は当該事件についての意見書を提出しなければならないとされている（労審令第 25 条）。これらの規定に基づく行政庁の説明及び意見書の送付については、いずれも署長等が審査官又は審査会に対する意見書を提出することにより行う。

署長等は、審査官又は審査会から受理通知を受けた場合は、速やかにその処分の正当性を主張する意見書を作成し、関係資料を添えて提出すること。

なお、審査官又は審査会あての意見書及び関係資料の提出は、審査請求又は再審査請求の受理日から概ね 2 週間以内に行うよう十分に配慮すること。

- (2) 意見書には、審査請求又は再審査請求に対して棄却の決定又は裁決を求める「意見の要旨」を記載するとともに、審査請求又は再審査請求の理由に対して、請求の対象となっている原処分の存否を確認した上、争点に対応するように原処分庁の主張を論理的に証拠を示して記載し、かつ、原処分庁が立証すべき事項については、証拠となる資料を意見書と併せて提出し、立証方法等を付記すること。また、審査請求人の主張を採用しなかった理由を明確に記載すること。

- (3) 意見書及び関係資料の提出に当たっては、その内容に遺漏なきを期するとともに、署長等がその処分の根拠として用いなかった資料は、特に争点の判断に関わるものを除き、提出する必要がないこと。審査会に資料を提出する場合は、原処分庁からまず局に提出し（局長が原処分庁である場合を除く。）、局で確認の上、審査官の提出資料と併せて審査会に提出すること。

なお、請求書等に記載された個人番号については、平成 27 年 12 月 24 日付け基発 1224 第 9 号別添「労災保険給付個人番号利用事務処理手引」に基づき、マスキング等の対応を行うこと。

- (4) 審査会に提出する意見書については、審査官に提出した意見書をそのまま利用するのではなく、再審査段階における請求人の新たな主張や審査官の決定書をも踏まえた記載に努めること。
- (5) 審査請求又は再審査請求がなされた後に、署長等が当該審査請求又は再審査請求に係る処分を取り消した場合には、直ちに審査官又は審査会にその旨を文書により連絡すること。
- (6) 審査請求及び再審査請求の意見の作成に当たっては、次の要領によること。

2 意見書に記載すべき事項

- (1) (再)審査請求人の氏名
- (2) (再)審査請求に対する意見の要旨
- (3) 理由
 - ア 事実
 - (7) 災害事実の概要
 - (4) 処分に至るまでの経過
 - イ 処分の理由
- (4) その他審理の参考となる事項

3 意見書作成上の留意点

- (1) 意見書において、(再)審査請求人以外の第三者からの聴取書等（医師の意見書等を含む。）の内容を記載する場合には、当該第三者の氏名は記載せず、「事業場関係者」、「主治医」、「専門医」、「地方労災医員」等の記載にとどめるとともに、当該第三者の申述、意見等をそのまま引用することなく、当該申述、意見等によって認定した事実を記載すること。
- (2) 「(再)審査請求に対する意見の要旨」では、例えば「本件(再)審査請求を棄却されたい。」などのように要旨を簡潔に記載すること。
- (3) 「災害事実の概要」には、災害の発生状況を原処分庁が自ら調査した資料等により具体的に記載すること。

なお、この記載で特に注意しなければならない点は、次のとおりである。

ア 災害発生状況は、業務上外、障害等級等保険給付に関する決定を行うに当たり、医学的判断と並んで最も重要な事項であるから、災害発生の媒介物の形状、重量及び力の方向等について明確に把握し、記載すること（被災状況の図面又は写真があれば、必ず併せて送付すること）。また、機械施設等に関する特殊な名称、専門用語、専門的俗語には注釈を付けるか、内容が分かる資料等を併せて送付すること。

イ 証拠資料に記載された災害発生状況が矛盾するような場合には、物的証拠等により事実を明確にすること。例えば事業主の申立てを採用し、請求人の申立てを採用しない場合等には、証拠採否の根拠を明確にすること。

なお、災害発生の事実の存否自体が明らかでなく、原処分庁として災害発生を認定できない場合には、その存否について断定的な表現を記載することは避け、例えば「請求人の主張によれば、～」や「～と請求人は主張している」などと記載すること。

ウ 医学的に高度な判断を要する事案については、特に災害発生状況を明確に記載すること。

例えば職業性疾病等の業務上外が争点になっている場合には、傷病名のみで結論付けることなく、各認定基準において判断の要素とされている作業従事期間、作業内容、労働時間、災害の媒介物等を明確にして記載すること。

(4) 「処分に至るまでの経過」には、次のような事項を日付を追って順序立てて記載すること。

ア 災害発生年月日（「災害事実の概要」で記載している場合には記入を要しない。）

イ 診療担当医療機関名及び所在地、診療期間、通院・入院の別、傷病名（診療担当医療機関については、その名称を省略することなく、正確に記入すること。また、診療期間が長期にわたり、受診した医療機関が数多く存在する場合には、その受診の経過を一覧表により見やすいものにするなどの工夫を行うこと。）

ウ 休業期間

エ 当該（再）審査請求に関連する保険給付の支払状況

オ 請求書の提出年月日

カ 支給又は不支給処分を行った年月日

キ 処分の対象となった保険給付の種類・対象期間及び支給又は不支給の区分（過去の受給状況を含む。）

ク その他、当該（再）審査請求以外に審査請求又は再審査請求をしていればその概要、原処分が取り消された後の（再）審査請求であれば、過去の事件の概要等当該審査請求に参考となる経過

(5) 「処分の理由」には、原処分庁の処分理由を証拠を示して論理的に記載すること。

なお、実際の記述に当たっては、原処分庁が処分を行う際に判断の根拠とした認定基準等を明示し、また、判断を行う上で関連する認定基準の認定要件ごとに該当・非該当の別を具体的に記載すること。

この記載で特に注意すべき事項は、次のとおりである。

ア 療養した傷病名のうち、私傷病に係るものがある場合には、業務上の傷病との区別を明らかにすること。

イ 意見書の語句の使用については十分に留意し、判断の基礎となる事実認定等については簡潔かつ明確に原処分庁としての主張を記載すること。

ウ 処分理由については、単に原処分を行った理由のみを記載するのではなく、請求人が原処分を不服とする理由についても、原処分庁としての見解、判断を記載すること。

なお、（再）審査請求の段階で請求人が原処分の際に主張していなかった新たな事

- 実を主張しているような場合には、新たな主張に対しても「なお、(再) 審査請求人が(再) 審査請求書別紙の意見書に記載している・・・についても、〇〇〇の認定基準に照らして、評価することはできないものである。」などの意見を記載すること。
- エ 局長へのりん伺を経て決定した事件等の意見書については、局長からの回答書があったことのみをもって決定の理由とせず、回答書の内容も踏まえて処分の理由を明確にして記載すること。
- オ (再) 審査請求人の提出した診断書、証拠等を採用しなかった場合には、その理由を明確に記載すること。
- カ 1 つの事実について、申述、文書によって年月日、内容等に相違がある場合には、いずれが正しいと判断されるかについて記載すること。
- キ 社会保険、自賠責保険、民事損害賠償等が関係する事件については、当該事実について判明する範囲で記載すること。
- ク 審査請求に対する意見書の場合、脳・心臓疾患については、原処分庁が認定した時間外労働時間数を記載するとともに、「(各月における労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。)」と付記して、原処分の際に作成した「労働時間集計表」を別紙として添付すること(精神障害等事案についても、時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものについては同様に、「労働時間集計表」を添付すること。)

4 証拠資料に関する留意点

- (1) 保険給付請求書、支給・不支給決定通知書、実地調査復命書、診断書、意見書、X線写真、聴取書、その他原処分の根拠となった資料を証拠資料として送付すること。
なお、署の依頼により提出された医師の意見書については、署から依頼した事項が明らかになる文書も証拠資料とすること。
- (2) 証拠資料には、証拠資料の項目とこれに対応する資料番号を列記した表紙を付し、送付した証拠資料と対照できるようにすること。
なお、再審査請求の場合には、審査請求の際に既に審査官に提出済みの証拠資料については省略する旨を記載すること。
- (3) 各保険給付請求書の事業主証明年月日、医師の意見記載年月日、提出年月日、受付年月日等を確認すること。

- (4) 実地調査復命書の調査年月日、場所、立会医師の氏名、専門科名の記載を確認すること。
- 特に医学的判断を要する場合には、医師による意見書を添付することにより判断の根拠を明確にすること。
- 判読が困難と思われる医師の意見書については、医師に文字を確認し、これを記載した文書（メモ等）を添えること。
- また、意見書の中で医学上の専門用語を使用している場合にも、注釈を付した文書（メモ等）を添えること。
- (5) 聴取書、電話録取書等については、聴取を行った年月日、場所、聴取を行った者の官職、署名押印を確認すること。
- (6) X線写真、MRI写真等を提出する場合には、写真の撮影年月日、医療機関名、撮影者（所見医師）の氏名が記載（シール添付等）されていることを確認すること。
- (7) 再発認定関係事件の場合には、再発前の治ゆ時の症状も検討することとなるので、治ゆ当時の医証も提出すること。
- (8) 処分後、新たに調査判明した事項、その他事件に関係があると認められる証拠資料等があれば、併せて提出すること。
- (9) 事実を裏付ける証拠資料（例えば出勤簿、タイムカード、賃金台帳、作業場の写真（写真の場合はコピーは不可）等）をできる限り提出すること。
- X線写真、MRI写真、作業場等の写真以外の証拠資料は、原本の複写によることを原則とし、文字の鮮明なものを提出すること。
- なお、写真等で複写できないため原本を提出する場合にあっては、意見書の送付状に「審理終了後返却願います」などと付記すること。
- (10) 機能障害における可動域の測定に関する資料については、測定年月日、測定者、自動値・他動値の別、患側・健側の可動域値が記載されているか確認すること。また、医師の測定値と職員の測定値が大きく相違する場合には、その理由等の記載を確認すること。
- (11) 通勤災害、移送費等地理的な状況、距離等が争点となっている事件については、位置関係、距離、交通機関、所要時間等がわかる資料及び地図を提出すること。
- (12) 提出する資料については、いつ、誰が作成・提出（収集）したものかを明確にすること（出所不明の資料については、証拠となり得ないことに注意すること。）。)
- (13) 審査請求事件は、再審査請求、行政訴訟につながるものであることから、処分の関係資料については、終結まで廃棄されることのないよう保存の徹底を図ること（平

成元年 12 月 21 日付け事務連絡第 39 号)。

この関係資料とは、当該原処分の根拠となった保険給付請求書、診断書、意見書、調査復命書等がこれに当たるものであるが、次に例示するような事件に関連する資料についても訴訟等の過程で処分の妥当性を立証するために必要となることが考えられるので、保存に努めること。

(例 1) 障害認定関係

- 療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第 19 条の 2 による傷病の状態に関する報告等、療養の経過や状態を明らかにする資料
- 加重障害であって、既存障害も労災事故によるものである場合には、既存障害の程度等を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

(例 2) 治癒認定・再発認定関係

- 療養・休業の初回分の請求書とその支給決定をした調査復命書等、災害発生状況や当初の傷病の程度を明らかにする資料
- 労災則第 19 条の 2 による傷病の状態に関する報告、診療費請求内訳書等治癒となるまでの療養の経過、状態を明らかにする資料
- その他、災害発生状況、療養の経過、傷病の程度等を明らかにする資料

5 意見書の記載例

(業務上外関係の例)

〇〇基署発第〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿
(労働保険審査会会長)

〇〇労働基準監督署長 

(再) 審査請求に係る意見書及び証拠資料の提出について

平成〇年〇月〇日付け〇労基審発(労保会収)第〇〇号をもって通知のありました下記(再)審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消(再)審査請求事件に関する意見書を別添1、証拠資料を別添2のとおり提出いたします。

記

(再) 審査請求人氏名 〇〇 〇〇

[意見書の記載例1]

(別添1)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(1) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	自動車部品の組立工
住所	○○市○○1-2-3	電話	○○○-○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○-○○○○
	所在地	○○市○○4-5-6	労働保険番号	○○-○-○○-○○○○○○-○○○
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	傷病の治癒した年月日			
	再発年月日			

2 意見

本件(再)審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

(ア) 請求人の職歴

被災者は平成○年○月、○○株式会社(以下「会社」という。)に採用され、同社の機械工場において組立工として勤務していた。

(イ) 災害発生状況

請求人は、平成○年○月○日午後○時頃、会社の機械工場にて、目の前にある部品箱から部品を取ろうとしてしゃがんだとき、右膝に激痛が生じたため、同日、○○病院に受診したところ、「右膝半月板損傷」と診断された。

請求人は、「右膝半月板損傷」は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇会 〇〇病院	〇〇市〇〇7- 8-9	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	右膝半月板損 傷	入院
〇〇法人 〇〇病院	〇〇市〇〇2- 3-4	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	右膝半月板損 傷	通院

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
療養補償給付	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	〇〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
休業補償給付	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日	〇〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
ア 療養期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
イ 休業期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

④ その他

特になし。

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準等

(ア) 災害が作業中に発生したものであるかどうか

(イ) その災害が業務に起因するものであるかどうか
について検討を行った。

イ 判断

(ア) 業務遂行性

請求人が足下にあったダンボールの中から次の作業に使用するため、目の前にある部品を取ろうとして、しゃがむために膝を曲げ、腰を落とした時、外側半月板損傷を生じ、その時右膝に激痛が生じたものである。

なお、このことは同僚労働者によって確認されている。

(イ) 業務起因性

本件災害は、請求人が担当業務を行っている際に起こったものであり、恣意的行為に基づくものではないが、事業場関係者の証言から、請求人は発症の2、3

日前から「右膝が痛い」と言っていたことが認められる。医証によれば、請求人は、「しゃがんだときに右膝痛が生じ、いわゆる「ロック症状」を発生し、外側半月板損傷を生じさせたが、これは、通常「しゃがむ」という動作だけで生ずるものではなく、一般的にはスポーツ外傷によるものが多いものである。請求人は高校時代から発症時までマラソンを行って膝等を酷使していたことが認められ、請求人の半月板損傷はスポーツによる可能性が高く、本件災害は業務が原因となって発症したものとは認められない。

(ウ) その他

本件災害については、請求人、事業場関係者の証言から、特に膝に重激な負担あるいはひねり等の異常動作はなく、日常動作の中で発症したと認められることから、業務に起因するものとは認められない。

(3) 証拠の項目

別添2「証拠資料」に記載のとおり。

4 参考事項

特になし。

[意見書の記載例2]

(別添1)

意見書

1 (再) 審査請求人等

(ふりがな)

(1) (再) 審査請求人氏名 ○○ ○○

被災者氏名	○○ ○○ (再) 審査請求人の夫)		
生年月日	昭和○年○月○日 (発症当時○歳)	職種	溶接工
住所	○○市○○町1-2-3	電話	○○○-○○-○○○○

(2) 所属事業場等

所属事業場等	名称	○○株式会社	電話	○○○-○○-○○○○
	所在地	○○市○○6-5-4	労働保険番号	○○-○-○○-○○○○○○-○○○
	雇入れ年月日	平成○年○月○日		
	負傷又は発症年月日	平成○年○月○日		
	傷病の治癒した年月日			
	再発年月日			

2 意見

本件 (再) 審査請求を棄却されたい。

3 理由

(1) 事実

ア 災害事実の概要

被災者は、平成○年○月、○○株式会社 (以下「本件会社」という。) に溶接工として採用され、工場内の配管の溶接業務に従事していたが、平成○年○月からは、本件会社の研修指導部に配属され、溶接技術の指導を担当するようになり、全国8か所の支店や下請会社等に出張して、本件会社や下請会社の溶接工に対する溶接技術の指導業務に従事していた。

被災者は、平成○年8月22日から2週間の予定で、○○市所在の○○支店に出張し、○○支店の工場内において溶接技術の指導を行っていた。

被災者は、○○支店に出張中の同年9月3日午前9時過ぎ、○○支店の事務所内で横になったまま脈拍が止まった状態となり、○○病院に救急搬送されたが、同日、直接死因「心筋梗塞」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付

及び葬祭料の請求をしたものである。

イ 処分に至るまでの経過

① 負傷又は発症（再発）後の療養経過				
診療機関名	所在地	診療期間	傷病名	入院・通院の別
〇〇会 〇〇病院	□□市□□町1 - 2 - 3	平成〇年9月3日～ 平成〇年9月3日	心筋梗塞	入院

② 本（再）審査請求に関連する保険給付に関する処分経過					
給付の種類	療養・休業等期間	日数	請求年月日	決定年月日	支給・不支給の別
遺族補償給付			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給
葬祭料			平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	不支給

③ 療養期間等	
ア 療養期間	平成〇年9月3日～平成〇年9月3日
イ 休業期間	

④その他

特になし

(2) 処分の理由

ア 該当する判断基準

(ア) 労働基準法施行規則別表第1の2の番号等

八「長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病」

(イ) 該当する認定基準等

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発1063号。以下「認定基準」という。）

イ 判断

(ア) 被災者の疾患名

「心筋梗塞」であり、認定基準に示された対象疾病に該当する。

(イ) 異常な出来事

発症直前から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(ウ) 業務の過重性

a 短期間の過重業務

発症前1週間において、時間外労働は、12時間30分であり、特に長時間労働は認められない。発症日の6日前には休日が確保されていた。

業務内容は〇〇支店の工場内における溶接工への技術指導、事務所内における打合せ等であり、精神的緊張が特に強かったとは言いがたい。

出張期間ではあるが、〇〇支店から徒歩で10分程のホテルに滞在しており、特に休息が取れないような状況ではない。

総合的に判断すると、特に過重な業務に就いたとは認められない。

b 長期間の過重業務

時間外労働は、発症前1か月間に58時間25分認められるが、業務と発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。発症前2か月間にわたって1か月当たり56時間50分、3か月にわたって1か月当たり54時間13分、4か月間にわたって1か月当たり47時間21分、5か月にわたって1か月当たり40時間45分、6か月間にわたって1か月当たり38時間40分の時間外労働が認められるが、いずれの期間も業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間には至っていない（各月の労働時間の詳細は別紙「労働時間集計表」のとおり。）。

業務内容は、支店や下請会社に出張して溶接技術の指導を行うものである。出張が多い業務ではあるが、出張先ではホテル等宿泊施設に滞在し、休息がとれており、出張が特に過重な負荷とは認められない。

総合的に判断すると、著しい疲労の蓄積をもたらさず特に過重な業務に就いたとは認められない。

(エ) 基礎疾患

被災者は平成17年10月頃から高血圧症により、〇〇医院において投薬治療を受けていたが、平成19年12月には安定した状態であったことが認められ、高血圧症と死因との因果関係は不明である。

(オ) 結論

以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、被災者の死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(3) 証拠の項目

別添2「証拠資料」に記載のとおり。

4 参考事項

特になし。

(別紙) (注:再審査請求の場合には、別紙は必要ない。)

労働時間集計表 (8月4日~9月2日)

(発症前1か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9/2 (金)	8:45~18:30	9:45	8:45	① 52:30	⑥=①-40 12:30
9/1 (木)	8:45~19:00	10:15	9:15		
8/31 (水)	8:45~18:30	9:45	8:45		
8/30 (火)	8:45~19:30	10:45	9:45		
8/29 (月)	8:45~17:45	9:00	8:00		
8/28 (日)	休日				
8/27 (土)	8:00~17:00	9:00	8:00		
8/26 (金)	8:45~20:35	11:50	10:50	② 57:30	⑦=②-40 17:30
8/25 (木)	8:45~19:15	10:30	9:30		
8/24 (水)	8:45~19:45	11:00	10:00		
8/23 (火)	8:45~20:10	11:25	10:25		
8/22 (月)	8:45~17:45	9:00	8:00		
8/21 (日)	休日				
8/20 (土)	8:45~18:30	9:45	8:45		
8/19 (金)	8:45~19:30	10:45	9:45	③ 57:15	⑧=③-40 17:15
8/18 (木)	8:45~19:55	11:10	10:10		
8/17 (水)	8:45~20:30	11:45	10:45		
8/16 (火)	8:45~19:00	10:15	9:15		
8/15 (月)	8:45~18:30	9:45	8:45		
8/14 (日)	休日				
8/13 (土)	8:45~18:20	9:35	8:35		
8/12 (金)	8:00~18:00	10:00	9:00	④ 49:55	⑨=④-40 9:55
8/11 (木)	8:00~18:20	10:20	9:20		
8/10 (水)	8:00~20:00	12:00	11:00		
8/9 (火)	8:00~20:20	12:20	11:20		
8/8 (月)	8:45~19:00	10:15	9:15		
8/7 (日)	休日				
8/6 (土)	休日				
8/5 (金)	8:45~18:15	9:30	8:30	⑤	⑩=⑤-X

8 / 4 (木)	8:45~18:30	9:45	8:45	17:15	1:15
合 計		259:25		①~⑤ 234:25	⑥~⑩ 58:25

〈以下、発症前2か月目から発症前6か月目までの分については略〉

[証拠資料（表紙）の記載例]

(別添2)

証拠資料

- | | |
|---|---------|
| 1 療養補償給付たる療養の給付請求書（平成〇年〇月〇日受付）
（写）1通 | 資料No.1 |
| 2 休業補償給付支給請求書（平成〇年〇月〇日受付）（写）1通 | 資料No.2 |
| 3 療養補償給付不支給決定通知（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.3 |
| 4 休業補償給付不支給決定通知（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.4 |
| 5 補償給付調査復命書（厚生労働事務官作成、平成〇年〇月〇日復命）（写）1通 | 資料No.5 |
| 6 請求人からの聴取書（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.6 |
| 7 会社関係者（部長）からの聴取書（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.7 |
| 8 会社関係者（同僚）からの聴取書（平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.8 |
| 9 医師意見依頼書（〇〇〇会〇〇病院長あて、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.9 |
| 10 意見書（〇〇〇会〇〇病院医師作成、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.10 |
| 11 医師意見依頼書（〇〇法人〇〇病院長あて、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.11 |
| 12 意見書（〇〇法人〇〇病院医師作成、平成〇年〇月〇日付け）（写）1通 | 資料No.12 |
| 13 X線写真（〇〇〇〇分、〇〇病院、平成〇年〇月〇日撮影）2枚 | 資料No.13 |
| 14 タイムカード（〇〇〇〇、平成〇年〇月〇日分）（写）1通 | 資料No.14 |
| 15 賃金台帳（〇〇〇〇、平成〇年〇月分）（写）1通 | 資料No.15 |

※（再審査請求の場合）1～14の証拠資料については、審査官提出証拠資料に含まれるため省略した。

6 却下決定事件についての意見

審査請求期間の徒過等により審査官が却下決定した事件について、審査会から意見の提出を求められた場合には、特に意見のない旨を記載したうえで、当該処分に係る経過を記載し、特に期間徒過の事件については、原処分を請求人に通知したことを証明する客観的資料を提出すること。

記載例は次のとおり。

	〇〇基署発第〇〇号 平成〇年〇月〇日
労働保険審査会会長 殿	
	〇〇労働基準監督署長 官印
再審査請求事件に対する意見書の提出について	
平成〇年〇月〇日付け劳保会収第〇〇号をもって通知のありました下記再審査請求人に係る〇〇補償給付不支給処分取消再審査請求事件に対する標記について、別添のとおり意見書を提出します。	
記	
再審査請求人氏名	〇〇 〇〇

(別添)

意見書

(ふりがな)

1 再審査請求人氏名 ○○ ○○

2 意見

本件は、再審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から3か月以内に審査請求を行わず、正当な理由も認められないとして、○○労働者災害補償保険審査官が却下決定したものであり、特に意見はありません。

3 処分に至るまでの経過

(1) 災害発生年月日 平成○年○月○日

(2) 傷病名 ○○○○○

(3) 請求書提出年月日 平成○年○月○日

(4) 不支給決定通知年月日 平成○年○月○日

4 証拠の項目

(1) ○○補償給付支給請求書(写) 1通 資料No.1

(2) ○○支給決定・支払決議書(写) 1通 資料No.2

(3) 郵便発送簿(写) 1通 資料No.3

(4) 書留郵便物受領証(平成○年○月○日付け)(写) 1通 . . . 資料No.4

5 参考事項

特になし。

Ⅲ 局管理者における取組み

1 進行管理及び支援体制の確立

労災補償課長は、次のとおり適切な進行管理や支援体制を確立することにより、審査請求事件の迅速処理に努めること。

- (1) 労災補償課長は、毎月必ず、審査請求事件ごとの審理状況を把握し、処理計画に照らし、遅延していると判断される事件については、原因を明確にし、その解決方法について助言するなどにより 3 か月以内の処理に努め、長期未処理事件の早期解消を図るため、次の対策を講じること。
- (2) 目標期間を経過した事件については、より迅速に処理を進める必要があることから、労災補償課長は担当審査官から「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）により事件の処理状況を報告させ、当該事件の処理のために不足している調査内容及びその収集方法、時期などについて助言するなどにより、適切な進行管理を行うとともに、その後の処理状況については常に把握しておくこと。
- (3) 労災補償課長は審査官からの要請のほか、審査官が行った争点整理の結果等を基に、労災補償課内で労災補償監察官等を含めた審査請求事件に係る検討会を随時開催し、調査事項及び決定に係る全般について審査官に助言・指導するなど、組織的支援体制の確立に留意すること。
- (4) 事件の処理に関して行った助言等の事項については、処理経過簿に事跡を記載させておくこと。

2 審査請求事件の検証

- (1) 労災補償課長は、労災補償監察官等とともに、審査請求事件に係る意見書及び関係書類提出後速やかに審査請求人の主張内容等をも踏まえ、原処分における調査不足事項の有無や業務上外等の判断に係る妥当性について検証を実施すること。

なお、検証に当たっては、特に以下に留意すること。

ア 労働時間は、脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案において、業務の過重性を評価する上で特に重要な要素であることから、労働時間の把握、算定、確定又は推定の根拠となった資料等の妥当性を十分に検討すること。

イ 脳・心臓疾患事案については、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、作業環境に特異性がある業務等（例えば海外出張が多い勤務、シフト勤務で拘束時間・手待

ち時間が長いもの)が認められる場合には、労働時間のみならず、それらの負荷要因が的確に評価されているか否かについて、特に慎重に確認すること。

ウ 精神障害等事案については、「具体的出来事」への当てはめ、心理的負荷の総合評価、出来事が複数ある場合の全体評価や、時間外労働時間数の評価等が的確に行われているか否かについて、特に慎重に確認すること。

エ 医学的判断を要する事案については、専門医の意見内容(傷病の発症機序や基礎疾患等をも踏まえた上での的確なものとなっているかなど)、主治医等と専門医の意見が異なる場合の医学的判断の妥当性等について慎重に検討すること。

オ 労災補償課長は、検証の結果を記録しておくこと。

(2) 検証の結果、原処分における調査不足事項等が認められた場合、労災補償課長は、審査官に対し、必要な助言を行うとともに、他の事案において同様の調査不足等が生じないように、管下署長及び署職員に対して会議や研修において周知する等の措置を必ず講じること。

(3) 上記(1)の検証の過程において疑義が生じた場合には、労災補償課長は、速やかに本省労災保険審理室あて相談すること。

3 再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について

(1) 審査会から再審査請求に係る受理通知を原処分庁又は審査官が受けたときは、速やかに労災補償課長にその旨を連絡すること。また、原処分庁は審査会から送付された再審査請求書及び同添付資料の写しを労災補償課長あて送付すること。

(2) 労災補償課長は、再審査請求が行われた脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案であって、請求人及び請求代理人から新たな事実及び主張が提出された場合については、新たな事実及び主張を考慮し、上記2に準じた検証を行うこと。

(3) 労災補償課長は、原処分庁から審査会への意見書及び関係資料、審査官から審査会への関係資料の提出に当たっては、業務上外等の判断に関係のない資料や使用に制限のある資料があるか否かなどについて必ず点検すること。

4 審査官が除斥事由に該当した場合の対応

審査官が個別の審査請求事件の除斥事由に該当することが判明した場合は、労災補償課長は、当該審査官に対して受理以降の審理手続を行わないよう指示し、当該事件を別

の審査官に担当させなければならない。

他に除斥事由に該当しない審査官がない場合には、速やかに本省労働基準局労災管理課総務係及び本省大臣官房地方課に報告し、体制整備等の対応について協議すること。

5 その他の支援対策

(1) 研修等の充実

局においては、審査官に通達等必要な情報の速やかな伝達を行うとともに、必要に応じ研修を行うこと。

(2) 原処分庁等に対する指導

局においては、審査官が審査請求事件を処理する過程で把握した原処分庁における調査不足等の問題点については、課長会議等各種の機会を捉え、同種の問題が繰り返されることのないよう、原処分庁等に対し適切な指導を行うこと。

審査様式第37号

審査請求処理計画・処理経過簿

1 事件の概要

受付番号		事件名		双方の主張と立証	請求人
受付年月日		完結			
受理年月日		年月日			
審査請求人 住所(居所)氏名					原処分庁
原処分庁名					
所属事業場の 名称、所在地					
受傷状況 加療経過					
補償給付 支払状況					

2 処理計画

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付・受理			
2 原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼			
3 原処分庁からの復命書受理			
4 原処分庁から意見書・関係書類受理			
5 原処分庁意見書の審査請求人等への送付			
6 争点整理			
7 請求人からの聴取			
8 決定書(審査請求概要等)作成			
9 事実認定のための医証の必要性等の検討			
10 必要に応じ関係者からの聴取等			
11 必要に応じ医証の収集			
12 決定書案作成			
13 参加会資料作成			
14 参加会資料送付			
15 参加会開催			
16 決定書作成・送付			

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I 概要

1 意義

労基法第 85 条及び第 86 条に規定する審査又は仲裁は、迅速な災害補償の実施のため、使用者の行う災害補償についての争いがある場合における簡便かつ迅速な解決を目的として設けられた制度である。

ここでいう「審査」とは、争いになっている問題点を調査し、事実について判断することをいい、「仲裁」とは、争いとなっている問題点を解決する仲立ちをして和解させることをいう。

この制度は、簡便迅速な処理を建前とし、かつ、結論について当事者を十分に納得させるため、災害補償の実施について十分な経験をもつ署長（労基法第 85 条にいう「行政官庁」）及び審査官による二段階の審査又は仲裁によることとしている。

しかしながら、この制度は労災保険の保険給付に関する処分等と異なり、行政処分を前提として、その行政処分の当否を判定する決定的なものではなく、単に両当事者に対する勧告的性格を有するのみであって（昭和 31 年 10 月最高裁判決）、この制度によって解決しようとする問題は、終局的には民事訴訟等によって解決しなければならないものである。したがって、署長、審査官の二段階による審査又は仲裁であるが、労災法第 38 条による審査請求及び再審査請求とは全く異質の制度である。

このような制度であるから、審査又は仲裁の申立てがあつた場合でも、単に形式的に本手続を適用するだけでなく、両当事者を十分に指導し、事件を円満に解決することが必要である。

2 対象

(1) 審査又は仲裁の対象は、業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議である。

ここにいう「業務上の負傷、疾病又は死亡の認定」とは、療養補償、休業補償その他の補償を行うについて、使用者の行った業務上外の認定を指す。したがって、労基法第 78 条に規定する署長の行った重大過失の認定は含まれない（昭和 29 年 6 月 9 日付け基収第 2675 号）。

なお、労基法第 78 条の規定による重大過失の認定に不服がある者は、行審法に基づき局長に審査請求をすることができる。

「療養の方法」とは、労基法第 75 条の規定により使用者の定めた療養方法を指す。

「補償金額の決定」とは、療養費その他の補償の額の決定を指し、主として、平均賃金の算定、障害等級の認定が問題となる。

「補償の実施」とは、補償の具体的実行に関するすべてを指し、支給の遅延等を含むものである。

- (2) 次に、この審査又は仲裁の制度は、労基法の規定に従って、使用者が行う災害補償についてのみ行われるべきものである。

したがって、労災保険適用事業場における災害について、保険給付の請求を行う前に災害補償の権利義務関係を明確にするため、審査又は仲裁の申立てがなされる可能性も考えられるが、この場合には、労災保険の給付については、請求人の請求に基づいて署長の処分が行われ、更に審査請求及び再審査請求の途があるので、労基法第 85 条及び第 86 条の審査又は仲裁によるべきではない。以上を踏まえ、署長又は審査官は、労災保険の保険給付の手続で行うべきものでない（事業主が補償する）ことを確認してから、審査又は仲裁を開始すること。

なお、労基法第 85 条及び第 86 条の規定の趣旨から、業務上外に関する事業主の第 1 次認定が示されていない事案は、申立て要件を欠くものとして、不適法な申立てに該当すると考えられ、書面審理の段階で返戻すること。

また、労災保険の保険給付請求書に使用者の証明が得られないことにより、審査又は仲裁の申立てがあった場合は、請求書にこれらの証明がなくとも、一応適法な請求として受理すべきものであるので、審査又は仲裁の手続によらずに、保険給付決定手続を行うこと。

Ⅱ 署長が行う審査又は仲裁

1 申立て手続

労基法第 85 条には、審査又は仲裁の申立てに関する具体的な手続方法は規定されていないが、労審令第 20 条第 3 項には、審査官の行う審査又は仲裁（労基法第 86 条）について、「文書又は口頭ですることができる」と規定されている。

なお、署長に対する申立てにおいても、行政実務上、文書又は口頭で行うことができることと解し、文書による場合については、「審査・仲裁申立書」（審査様式第 39 号）を使用し、口頭による場合には、署長から指定された職員が次の事項を聴取して、「審査・仲裁申立書」（審査様式第 39 号）を作成すること。

- ① 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに申立人が被災労働者以外の者であるときは当該労働者との関係
- ② 代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに申立人との関係
- ③ 申立人が被災労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及び住所又は居所
- ④ 被災労働者が災害の発生した当時使用されていた事業場の名称及び所在地
- ⑤ 災害発生年月日
- ⑥ 災害の原因及び発生状況
- ⑦ 審査又は仲裁すべき事項
- ⑧ 審査又は仲裁を申し立てる理由

審査又は仲裁は、代理人によっても申立てができると解されるが、この場合、代理権を証明する文書（例えば委任状）の提出を求めること。

審査又は仲裁の申立てについては申立期間の定めはないが、労基法第 115 条により、災害補償に関する権利が時効により消滅すれば審査又は仲裁の効果はないこととなる。

2 職権による審査又は仲裁

署長は、管轄内の事業場において、災害補償の実施について紛争があることを知った場合に必要があると認めるときは、職権により審査又は仲裁を開始することができる（労基法第 85 条第 2 項）。これは、労基法による使用者の災害補償責任を遂行せしめるために行う監督の一環として行うべきものであるが、当事者間で解決すべき災害補償の実施について第三者が関係するのであるから、審査又は仲裁の開始について当事者の了解を得ることが望ましい。

3 審査又は仲裁の手続

審査又は仲裁の手続は、労災保険審査請求の場合における審理の手続に準じ、参考人及び当事者の審問、証拠物件の収集により行うこと。

署長は、必要があると認めるときは、医師に診断又は検案させることができる（労基法第85条第4項）。

なお、これに要する費用は申立人の負担によるものと解されるので、あらかじめ申立人の了解を得ておくこと。

4 結果の方式

審査又は仲裁の結果は、次の事項を記載した認定書又は仲裁書をもって当事者に通知すること。

- ①申立人の住所又は居所、氏名（法人のときは、その名称、代表者氏名）
- ②その相手方の住所又は居所、氏名（法人のときは、その名称、代表者氏名）
- ③結論
- ④審査又は仲裁の申立ての趣旨
- ⑤署長の認定した事実及び理由
- ⑥審査又は仲裁年月日
- ⑦審査又は仲裁を行った署長名、印

認定書又は仲裁書は、労災保険審査請求の決定書に準じた形で作成するものとするが、審査又は仲裁が両当事者に対する勧告的な性質であることを十分に考慮し、両当事者の立場を尊重して記載すること。

なお、各項目の記載については、次の点に留意すること。

(1) 「結論」

結論は簡潔、明瞭に記載すること。例えば「本件災害は業務外と認定する」、「申立人の障害は、障害等級第〇級と認定する」、「申立人の療養に要した費用は、〇〇〇,〇〇〇円と認定する」などと表現すること。

(2) 「審査又は仲裁の申立ての趣旨」

審査又は仲裁の申立ての趣旨を、申立人の申立内容の要旨及び両当事者間の争点について要約して記載すること。

(3) 「労働基準監督署長の認定した事実及び理由」

署長が認定した事実を明確かつ簡潔に記載し、審査又は仲裁の結論を導き出した理由を分かりやすく記載し、また、認定の根拠となった証拠もはっきり示すこと。

審査は、認定書の送付によって終了するが、仲裁は、仲裁書を送付するだけでは

なく、両当事者を説得して仲裁書の結論で事件が解決できるよう積極的に勧奨すること。

5 効果

審査又は仲裁は、前記のとおり、行政処分の当否を争う不服申立てとは性質が異なるものである。また、災害補償責任を決定付けるものではなく、労働者と使用者との間の災害補償の実施に関する紛争解決のための勧告的性質を有するに過ぎないものと解されるものである。

したがって、審査又は仲裁は両当事者に対する拘束力を持たないものであり、これに基づき災害補償の強制もできないものである。

なお、審査又は仲裁の申立て及び職権による審査又は仲裁の開始は、災害補償請求権の時効の中断に関して、裁判上の請求とみなすとされている（労基法第85条第5項）。

6 民事訴訟との関係

前記のように、審査又は仲裁は勧告的性質を有するのみであるので、災害補償の実施についての紛争の終局的な解決は、当事者間における使用者の災害補償義務存在又は不存在確認等の民事訴訟等によることとなる。訴訟の提起は、審査又は仲裁とは無関係に行うことができる。審査又は仲裁の申立ての前、開始の前又は開始の後において民事訴訟が提起されたときは、当該事件についての審査又は仲裁は行わないこととなる（労基法第85条第3項）。

なお、民事調停法に基づき調停が開始されたときも、民事訴訟が提起された場合と同様に取り扱って差し支えない。

Ⅲ 審査官が行う審査又は仲裁

審査官が行う審査又は仲裁（労基法第 86 条、労審法第 6 条）は、当該事件について審査又は仲裁を行った署長の管轄区域を管轄する局に置かれた審査官に対して申し立てるものとされている（労審令第 20 条第 1 項）。この場合、第 1 次の審査又は仲裁を直接審査官に対して申し立てることは認められず、必ず署長の審査又は仲裁を前置しなければならない（労基法第 86 条第 1 項）。

また、審査官が職権で審査又は仲裁を開始することはできないこととされている（労基法第 85 条第 2 項）。

審査官に対する審査又は仲裁の申立ては、申立人の住所又は居所を管轄する署長又は第 1 次の審査又は仲裁を行った署長を経由して行うことができる（労審令第 20 条第 2 項）。審査官に対する申立てが管轄違いであるときは、事案を管轄の審査官に移送する（労審令第 20 条第 4 項）。審査又は仲裁の開始に当たっては、審査官は審査参与及び労審法第 13 条に規定する利害関係者に対して通知を行い、参与の意見を聴取すること（労審令第 20 条第 5 項、同第 6 条～第 8 条）。

その他の手続等については、署長の行う審査又は仲裁の手続及び方式に準ずることとする。

なお、認定書又は仲裁書の記載について、結論の文言に「申立てを棄却する」などの表現は使用しないこと。

審査官が審査又は仲裁を行う場合、職権で証拠資料の収集を行えるか否かについては規定がないところであるが、行政実務上、労審法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行うこととする。

審査官が行った審査又は仲裁も、申立人その他の関係者に対しては勧告的性格を持つに過ぎないが、署長が行った審査又は仲裁と審査官が行った審査又は仲裁とが相違する場合は、後者は前者を取り消したものと解される。

第5部 審査請求関係事務様式

労働保険審査請求書

一 審査請求人の

住所又は居所
氏名

審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所又は居所
代表者の氏名

二 代理人によつて審査請求をするときは、

住所又は居所
代理人の氏名

三 原処分を受けた者の

住所又は居所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

所在地
名称

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた事業場の

六 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

労働基準監督署長

八 原処分があったことを知つた年月日

平成 年 月 日

九 審査請求の趣旨

十 審査請求の理由

十一 原処分をした労働基準監督署長の教示の

有無
内容

十二 証拠

審理のための処分を必要とするときは、処分の
内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

十三 法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、
同項ただし書に規定する正当な理由

右のとおり審査請求をする。

平成 年 月 日

審査請求人氏名

法人であるときは、名称及び代表者の氏名
代理人によるときは、代理人の氏名

労働者災害補償保険審査官 殿

労働保険再審査請求書

一 再審査請求人の

住所又は居所

氏名

再審査請求人が法人であるときは

住所

名称

代表者の住所又は居所

代表者の氏名

住所又は居所

氏名

住所又は居所

氏名又は名称

二 代理人によつて再審査請求をするときは、代理人の

三 原処分を受けた者の

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた
事業場の

所在地

名称

六 再審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名

労働基準監督署長

八 原処分があつたことを知つた年月日

平成 年 月 日

九 決定をした労働者災害補償保険審査官の氏名

労働者災害補償保険審査官

十 決定書の謄本の送付を受けた年月日

平成 年 月 日

十一 再審査請求の趣旨

十二 再審査請求の理由

十三 決定をした労働者災害補償保険審査官の教示の

有無
内容

十四 証拠

審理のための処分を必要とするときは、処分の
内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

十五 法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、
同項ただし各に規定する正当な理由

右のとおり再審査請求をする。

平成 年 月 日

再審査請求人氏名

法人であるときは、名称及び代表者の氏名
代理人によるときは、代理人の氏名

労働保険審査会会長 殿

様式第五号

審理のための処分の申立書

一 事件の表示

- 二 (1) 審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人、再審査請求人又は参考人の
氏名又は名称
住所又は居所

- (2) 提出を命ずべき文書その他の物件の
表示
所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称
右の者の住所又は居所

(3) 鑑定の対象の表示

- (4) (イ) 立ち入るべき事業所
名称
所在地
その他の場所の

- (ロ) 質問すべき事業主、従業者その他の関係者の氏名
検査すべき帳簿、書類その他の物件の表示

- (5) 診断を受けるべきことを命ずべき労働者の
氏名
住所又は居所

三 申立ての趣旨及び理由

右のとおり審理のための処分を申し立てる。

平成 年 月 日

申立人
住所又は居所
氏名
(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

㊦

殿

様式第五号の二

交付実施申立書

- 一 対象文書又は対象電磁的記録を特定するに足りる事項
- 二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法
- 三 送付による交付を求める場合にあつては、その旨

右のとおり交付の実施を申し立てる。

平成 年 月 日

申立人

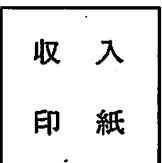
住所又は居所

氏名

(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

印

殿



(表面)

労働者災害補償保険審査官証票

第 号

平成 年 月 日交付

労働者災害補償保険審査官

氏 名

厚生労働省印

(縦八、五センチメートル、横六、五センチメートル)

(裏面)

労働者災害補償保険審査官及び労働保険審査会法抄

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十二条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第二項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査請求の手続における審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査請求の手続における当事者は、この限りでない。

様式第九号

手 続 受 継 届

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

右のとおり手続の受継をしたので届ける。

平成 年 月 日

承継人

住所又は居所
氏名



殿

様式第十号

決定 更正申立書
裁決

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

右のとおり 決定 裁決 の更正の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人

住所又は居所

氏名

法人のときは、その名称及び代表者の氏名

殿

㊟

様式第十一号

参 加 申 立 書

- 一 事件の表示
- 二 申立ての趣旨及び理由
- 三 証拠（審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由）

右のとおり参加の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人

住所又は居所

氏名

〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕

④

労働保険審査会会長 殿

様式第十二号

審理 非公開 申立書

一 事件の表示

二 申立ての趣旨

右のとおり審理の非公開の申立てをする。

平成 年 月 日

申立人

住所又は居所

氏名

〔法人のときは、その名称及び代表者の氏名〕

労働保険審査会会長 殿

Ⓞ

審査請求聴取書

審査請求人	氏名又は名称		
	住所又は居所		
	審査請求人が法人であるときはその代表者の	氏名	
		住所又は居所	
原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及びその者との関係			
代理人	氏名又は名称		
	住所又は居所		
	審査請求人との関係・職業		
原処分を受けた者	氏名又は名称		
	住所又は居所		
	原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名及びその者との関係		
〔原処分に係る労働者が給付原因の発生した当時使用されていた事業場〕	名	称	
	所在地		
原処分をした行政庁	労働局長		労働基準監督署長
原処分のあったことを知った年月日	平成 年 月 日		
原処分庁の教示	有無	内容	
審査請求の趣旨			
審査請求の理由			
証拠	〔審理のための処分を必要とするときは、処分の内容並びにその処分の申立ての趣旨及び理由〕		
法第8条第1項に規定する期間の経過後において審査請求する場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由			
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〔法人のときは、法人の名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right;">審査請求人 ㊟</p> <p>において上記のとおり録取して審査請求人に読み聞かせたところ、相違ないことを認めたので、この聴取書を作成した。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">聴取人 官職 ㊟</p>			

審査様式第2号

基審発第 号
平成 年 月 日

労働者災害補償保険審査官 殿

労働者災害補償保険審査官

官印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日付けで本職が受け付けた事件は、下記により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、貴職に移送します。

記

- 1 事件の表示
- 2 移送の理由
- 3 添付書類

審査様式第3号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

管轄違いの理由による移送について

平成 年 月 日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

審査様式第4号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査請求の補正について

平成 年 月 日付けで貴殿から提出のありました審査請求は、下記事項について不備がありますので、同封の補正書をもつて補正の上、平成 年 月 日までに本職に提出してください。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がないときには、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることがありますのでご注意ください。

記

補正を要する事項

審査様式第5号

補 正 書

平成 年 月 日提出した労働保険審査請求（ 基審収第 号）について、下記のとおり補正します。

平成 年 月 日

審査請求人 — 住所又は居所：
氏名： ④
(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

労働者災害補償保険審査官 殿

記

審査様式第6号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査請求の補正の督促について

平成 年 月 日付け 基審発第 号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておられませんので、平成 年 月 日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることとなりますので、ご注意ください。

審査様式第7号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査請求の受理について

本職は、貴殿から提出のありました審査請求を平成 年 月 日付けて受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることがありますが、貴殿から意見書等を提出すること、また、口頭で意見を述べること、その際に原処分庁に質問をすることもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。

また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてご連絡ください。

審査様式第8号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定に基づき、本件に関する貴職の意見書を平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

また、同法第15条の規定に基づき、本件に係る調査復命書等を併せて本職あて提出願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 審査請求の要旨
別添審査請求書(写)のとおり

審査様式第9号

基審発第 号
平成 年 月 日

(利害関係者) 殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べること、口頭意見陳述に際して原処分庁に質問をすることができますので、その場合は平成 年 月 日までに本職あて申し出てください。

記

1 事件の表示

2 審査請求の要旨

別添審査請求書(写)のとおり

審査様式第10号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることはできませんが、これについては別途通知します。

記

- 1 事件の表示
- 2 審査請求の要旨
別添審査請求書(写)のとおり

審査様式第11号

基審発第 号
平成 年 月 日

〔 原処分庁
利害関係者
参 与 〕 殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査請求の受継について

本職に対する審査請求については、審査請求人の死亡により、承継人が審査請求の手續を受け継いだので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条第4項に基づき、通知します。

記

- 1 事件の表示
- 2 受継年月日
- 3 承継人 住所又は居所
氏名

審査様式第12号

労働者災害補償保険審査官 殿

非 承 継 意 思 確 認 書

下記の審査請求人が平成 年 月 日死亡しましたが、私は下記の者の審査請求を承継する意思がありません。

記

1 審 査 請 求 人

2 審査請求人との関係

平成 年 月 日

承継人適格者
住所又は居所

Ⓜ

審査様式第13号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査請求手続の終了について

本職に対する下記の審査請求については、平成 年 月 日付けで審査請求人から審査請求の取下げの申出があり（審査請求人の再審査請求が労働保険審査会に受理されたため）、審査請求手続が終了しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第15条の2第3項により準用される同令第15条第4項に基づき、通知します。

記

事件の表示

審査様式第14号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求手続の中断について

本職は、下記の審査請求について、承継人の存否が不明でありますので、審査請求手続の中断を通知します。

記

事件の表示

審査様式第15号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の併合について

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1		
2		

審査様式第16号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審査請求の分離について

平成 年 月 日付けで受理した に係る 処分
取消審査請求事件については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事 件 の 表 示
1		
2		

審査様式第17号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

来 庁 要 求 通 知 書

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求の審理のため、下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、通知します。つきましては、平成 年 月 日 時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

(所在地及び略図別記) に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、正当な理由なく来庁しない場合は、同法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

- 1 事件の表示
- 2 確認事項
- 3 持参するもの

審査様式第1.7号の2

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした 労働基準監督署長から原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

また、貴殿から、審査請求の趣旨及び理由（原処分庁意見書に対する意見を含みます。）等をお聞きしますので、の審理のため、平成 年 月 日 時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

（所在地及び略図別記）に来庁してください。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

なお、来庁の際には、同封した原処分庁意見書の写しを持参してください。

おって、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、平成 年 月 日 までに提出してください。

審査様式第17号の3

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

原処分庁意見書の送付について

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた審査請求について、原処分をした労働基準監督署長から、原処分の理由等を記載した意見書の提出がありましたので、写しを送付します。

この意見書について意見がある場合には、口頭で意見を述べることができますので、申し出てください。

なお、文書で意見を提出することもできますが、その場合には、平成 年 月 日までに提出してください。

審査様式第18号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成 年 月 日に 労働基準監督署長に対して、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に係る (補償) 給付の請求を行い、労働基準監督署長が平成 年 月 日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する (補償) 給付の平成 年 月 日以降における請求権については、平成 年 月 日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

審査様式第19号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

証拠となるべき資料の提出について

本職が下記の審査請求を受理したことについては、平成 年 月 日付け 基審発第 号をもって通知したところでありますが、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項の規定に基づき、本件に関する資料を平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第20号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

証拠となるべき資料等の提出について

先に貴殿から提出のありました下記の事件に関する意見書、証拠となるべき資料等を平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第21号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

意見書遅延理由書の提出について

先に貴殿より下記の事件に係る意見書等の提出が遅れる旨の申出がありましたが、提出が遅れる理由等について、別添文書により平成 年 月 日までに本職あて提出願います。

記

事件の表示

審査様式第22号

平成 年 月 日

労働者災害補償保険審査官

殿

印

意見書遅延理由書の提出について

貴職より平成 年 月 日付けをもって指示のありました標記について、下記のとおり提出します。

記

- 1 提出が遅れる理由等
- 2 提出可能な時期

審査様式第23号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

来庁の依頼について

本職は、審査請求の審理のため、貴殿を参考人として下記事項について確認する必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、通知します。

つきましては、平成 年 月 日 時に

労働局労働基準部労災補償課
労働基準監督署

(所在地及び略図別記)に来庁して下さい。

もし、当日ご都合が悪い場合は、事前に本職までその旨ご連絡ください。

記

- 1 事件の表示
- 2 確認事項

審査様式第24号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

意見書の提出依頼について

本職は、労災保険の保険給付に係る審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第1号の規定に基づき、意見書の提出を依頼いたします。

なお、意見書作成費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あてご送付願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 依頼事項
- 3 提出期限
- 4 添付資料

審査様式第25号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

鑑定依頼について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第3号の規定に基づき、鑑定を依頼します。

なお、鑑定費用に関しては同封の審査費用請求書を各2通作成の上、本職あてご送付願います。

記

- 1 事件の表示
- 2 鑑定事項
- 3 提出期限
- 4 添付資料

審査様式第26号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

物件の提出について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、労働保険審査官及び労働保険審査
会法第15条第1項第2号の規定に基づき、貴殿の

所持 保管

 する下記物件を平成
年 月 日までに本職にご提出願います。

記

1 事件の表示

2 物 件

審査様式第27号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査

官

官印

審査資料の提出の督促について

平成 年 月 日付け 基審発第 号をもって、貴殿の所持する下記物件の提出を依頼したところですが、未だ提出されておられません。

つきましては、平成 年 月 日までに本職に提出するよう督促します。

正当な理由なく当該処分（提出）に応じない場合は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しない場合があります。

記

1 事件の表示

2 物 件

審査様式第28号

提出物件預り証

平成 年 月 日貴殿から提出された下記物件は、本職がお預かりします。

記

- 1 物件の表示
- 2 返還予定日

平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

審査様式第29号

労働者災害補償保険審査官
殿

提出物件受取証明書

平成 年 月 日提出した下記の物件は、平成 年 月 日、確かに返還され、受領したことを証明する。

記

物件名

平成 年 月 日

㊟

審査様式第30号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

受診の命令について

本職は、審査請求の審理のため必要がありますので、下記により医師の診断を受けるよう労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第1項第5号の規定に基づき、通知します。

なお、正当な理由なく、この診断を忌避した場合は、同法第15条第5項の規定に基づき、審査請求を棄却し、又は貴殿の意見を採用しないことがあります。

記

- 1 事件の表示
- 2 診断を受ける診療機関
名称
所在地
- 3 診断を受ける医師
氏名
- 4 診断項目
- 5 受診日時

なお、診断に要した費用は、本職から直接診療機関に支払います。

審査様式第31号

基審発第 号
平成 年 月 日

労働者災害補償保険審査官 殿

労働者災害補償保険審査官
官印

審理のための処分の囑託について

本職は、本職に対する審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第15条第2項に基づき、下記の処分を囑託します。

記

- 1 事件の表示
- 2 囑託する処分
- 3 囑託する理由

審査様式第32号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

決定の更正について

平成 年 月 日付けで本職が行った に係る 処分取消審査
請求の決定書については、下記のとおり更正しますので、労働保険審査官及び労働保険審
査会法施行令第18条第5項の規定に基づき、更正した決定書の謄本を添えて通知します。

記

審査様式第33号〔労審令第15条の2〕

審 査 請 求 取 下 げ 書

審査請求人	氏名又は名称	
	住所又は居所	
事件の表示		
上記のとおり審査請求の <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 を取り下げます。		
平成 年 月 日		
労働者災害補償保険審査官 殿		
審査請求人 (代理人) ㊟		

審査様式第34号

労発基第 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局長 殿

労働局長

審査請求事件に係る官報掲載について

今般、平成 年 月 日付け審査請求人に対して別添により決定書の謄本を送達したところ、所在不明につき返戻されました。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定に基づき、公示送達をしたく、下記により官報掲載の手続をとっていただくようお願い申し上げます。

記

- 1 審査請求人
- 2 審査決定年月日
- 3 掲載原稿文例
- 4 所在調査結果

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

㊟

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

(注) (1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

(1) 提出部数は正副2通とすること。

(2) 履歴書2通を添付すること。

審査請求処理計画・処理経過簿

1 事件の概要

受付番号		事件名		双方の主張と立証	請求人
受付年月日		完結			
受理年月日		年月日			
審査請求人 住所(居所)氏名					
原処分庁名					
所属事業場の 名称、所在地					
受傷状況 加療経過				原処分庁	
補償給付 支払状況					

2 処理計画

審理等実施項目	随認事項等	予定年月日	医証の有無
1 審査請求受付・受理			
2 原処分庁へ意見書・復命書等の提出依頼			
3 原処分庁からの復命書受理			
4 原処分庁から意見書・関係書類受理			
5 原処分庁意見書の審査請求人等への送付			
6 争点整理			
7 請求人からの聴取			
8 決定書(審査請求概要等)作成			
9 事実認定のための医証の必要性等の検討			
10 必要に応じ関係者からの聴取等			
11 必要に応じ医証の収集			
12 決定書案作成			
13 参与会資料作成			
14 参与会資料送付			
15 参与会開催			
16 決定書作成・送付			

※審査請求人聴取は審査請求理由が争点として明確でない場合は、争点整理の前に実施すること。その上で、改めて2回目の聴取を争点整理後に行うこともあり得ること。

審査様式第38号

〔審査請求事件級表紙〕

事 件 番 号	
事 件 の 表 示	
審 査 請 求 人	
原処分をした行政庁	労働局長 労働基準監督署長
利 害 関 係 者	
参 与	
原処分のあった年月日	
原処分のあったことを知った日	
審査請求受付年月日	
受 理 年 月 日	
受理通知発送年月日	
決 定 年 月 日	
決定書の謄本を送付した日	(配達証明受付番号)
決 定 の 主 文	
原 処 分 の 要 旨	
備 考	再審査請求の 有 無

審査・仲裁申立書

申立人	氏名又は名称	
	住所又は居所	
	被災労働者以外 のときは当該労働者との関係	
代理人	氏名又は名称	
	住所又は居所	
	申立人との関係	
被災労働者	氏名	
	住所又は居所	
被災労働者が災害発生 当時使用された事業場	名称	
	所在地	
災害発生年月日		
災害の原因及び発生状況		
審査又は仲裁すべき事項		
審査又は仲裁を申し立てる理由		

上記のとおり審査・仲裁を申し立てます。

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿
労働者災害補償保険審査官

申立人

Ⓢ

(注) 審査・仲裁のうち不用の文字は抹消すること。

審査様式第41号

審査費用 意見書料
鑑定料
審査資料作成実費 請求書

請求金額	_____円	用務内容		証明	下記の請求内容は事実と相違ないことを証明します。 平成 ____年 ____月 ____日 労働者災害補償保険審査官 官印
種目	件数又は数量	定額又は単価	金額	備 考	
意見書料	件	円	円		
鑑定料					
審作					
査成					
資実					
料費	計				
合 計					
上記のとおり費用を請求します。 平成 ____年 ____月 ____日 資格 _____ 住所 _____ 氏名 _____ ㊟ _____ 労働局長 殿				備 考	

- 備考 1 本請求書は二通作成し、処分をした労働者災害補償保険審査官を経由して所轄労働局長に提出すること。
 2 審査資料作成実費を請求する場合には、その実費の額を証明するにたる書類を添付すること。

殿

労働者災害補償保険審査官

官印

口頭意見陳述の実施について

平成 年 月 日付けで審査請求人 が行った審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条の3第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがありましたので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり実施する口頭意見陳述に貴殿の出席を求めます。

なお、出欠については、別紙により回答してください。

記

- 1 対象者
氏名
住所
- 2 申立人
氏名
- 3 日時
平成 年 月 日 時 分から
- 4 場所

(注意事項)

- 1 当日の所要時間は、 程度を予定しています。
- 2 申立人は、当日、審査官の許可を得た場合に限り原処分庁に対して質問することができます。質問する場合は口頭意見陳述の1週間前までに質問事項を書面で審査官まで提出してください。提出された質問事項は、あらかじめ原処分庁に送付されます。事前に質問事項を提出されない場合は、当日の審理の都合上、質問が許可されないことなどがあります。

口頭意見陳述の実施について（回答）

労働者災害補償保険審査官 殿

平成 年 月 日付け 基審発第 号により、通知があった口頭意見陳述
について、以下のとおり回答します。

【該当するものの（ ）内に○印を付してください。】

対象者本人が出席します

代理人 ^(氏名) _____ が出席します

（代理人が出席する場合、次のいずれかの（ ）内に○印を付してください）

当日までに委任状を提出します

既に委任状は提出済みです

欠席します

平成 年 月 日

住所又は居所

氏名

電話

㊟

審査様式第43号

平成 年 月 日

労働者災害補償保険審査官 殿

申 立 人 ④
住所又は居所
電 話

文書その他の物件の閲覧等申立書

下記1の審査請求に関し、労働保険審査官及び労働保険審査会法第16条の3第1項の規定に基づき、下記2の文書その他の物件の閲覧等を求めます。

記

- 1 事件の表示

- 2 閲覧等を求める文書その他の物件

審査様式第44号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

労働者災害補償保険審査官
官印

文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について

下記1の審査請求に関して貴殿が提出した下記2の文書その他の物件について、
申立人 から、労働保険審査官及び労働保険審査会法第16条の3第1項
の規定に基づき、閲覧及び写し等の交付の申立てがあったので、同条第2項の規定
に基づき、貴殿の意見を聴取しますから、別紙の回答書に必要な事項を記載して、
平成 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 事件の表示
- 2 閲覧等の申立ての対象文書その他の物件

※ 写しを同封しますので、参考としてください。

労働者災害補償保険審査官 殿

氏名
住所又は居所
電話

㊦

文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について（回答書）

平成 年 月 日付け基審発第 号をもって照会のあった提出文書その他の物件の閲覧等についての意見は、下記のとおりです。

記

【該当するものの（ ）内に○印を付してください。また、「除く箇所」及び「理由」を記入してください。】

（ ） 閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

（ ） 以下の箇所以外の部分について、閲覧及び写し等の交付を行うことは差し支えない。

除く箇所 （ ）
理由 （ ）

（ ） 閲覧及び写し等の交付を行うことは認められない。

理由 （ ）

審査様式第45号

基審発第 号
平成 年 月 日

殿

文書その他の物件の閲覧等について（通知）

労働者災害補償保険審査官

官印

貴殿から申立てのあった、文書その他の物件の閲覧等について、労働保険審査官及び労働保険審査会
法第16条の3の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 全部又は一部の閲覧又は写しの交付を認める文書その他の物件の名称

2 全部の閲覧又は写しの交付を認めない文書その他の物件の名称

3 閲覧等の実施

閲覧等の実施を希望するときは、「交付実施申立書」（規則様式第5号の2）に必要事項を記載し
て提出してください。

(1) 閲覧等を実施することができる日時及び場所

日時：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間のうち、「交付実施申立
書」が提出された日の 日後以降の日（土、日その他行政機関の休日を除く。）の
時 分から 時 分（12時から13時を除く。）

場所：

(2) 写しの交付を希望する場合の交付手数料及び準備期間

① 交付手数料

写しの交付を希望する場合は、「交付実施申立書」に収入印紙を貼り付け、交付手数料を納付
してください。

行政文書の種類・数量	閲覧等の実施の方法	算定基準 (労働保険審査官及び労働保険 審査会法施行令第14条の7)	文書全体について閲覧等の実 施を受けた場合の金額
A4判文書 枚(頁)	① 複写機により白黒で複 写したものの交付	1枚あたり 10円	円
	② 複写機によりカラーで 複写したものの交付	1枚あたり 20円	円

② 準備期間

平成 年 月 日以降であつて、かつ、「交付実施申立書」が提出された日から 日
後までに発送予定

(3) 写しの送付を希望する場合の郵送料(見込額)

写しの送付を希望する場合は、次の合計額の郵便切手を「交付実施申立書」に添えて提出してく
ださい。

区分	料金
通常郵便物(定形外)	円
簡易書留	円
合計	円

※ 通常郵便料金は、重量 g から gの料金

* 担当： 労働者災害補償保険審査官

TEL - -

審査様式第46号

平成 年 月 日

労働者災害補償保険審査官 殿

氏 名
住所又は居所
電 話

手数料減額・免除申請書

労働保険審査官及び労働保険審査会法第16条の3第5項の規定に基づき、下記のとおり、文書の交付手数料の減額・免除を申請します。

記

1 文書の閲覧等を認められた通知書の番号

平成 年 月 日付け 基審発第 号

2 交付手数料の減額・免除を求める理由

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれか該当するものに丸印を付すこと。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付すること。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付すること。